

令和7年8月6日からの大雨災害義援金募集要綱

令和7年10月21日
日本赤十字社

1 趣旨

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨災害により、各県に甚大な被害をもたらしたことから、日本赤十字社では被災県に設置される義援金配分委員会を通じて、被災地の方々の生活を支援するため義援金の募集を行う。

2 義援金の名称

令和7年8月6日からの大雨災害義援金

3 募集期間

令和7年8月19日（火）から令和8年3月31日（火）まで

4 義援金の振込窓口について

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関	支店名	口座番号	口座名義	口座名義略称
ゆうちょ銀行		00120-0-267410	日赤令和7年 8月6日からの 大雨災害義援金	日赤 R7.8.6 大雨義援金

※払込取扱票の口座名義欄への記載は、上記の口座名義略称でも取扱可能であること。

※窓口での振り込みの場合は、振込手数料は免除される。

（ATMによる通常払込みおよびゆうちょダイレクトを利用の場合は、所定の振込手数料がかかる。）

(2) 都市銀行

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	普通預金 2787536	日本赤十字社 (ニホンセキジュウジヤ)
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	普通預金 2105531	
みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金 0620731	

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(3) 熊本県支部専用口座

※令和7年8月19日（火）から令和8年3月31日（火）まで

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
肥後銀行	三郎支店	普通預金 652748	日本赤十字社熊本県支部長 木村 敬
熊本銀行	日赤通支店	普通預金 3165846	日本赤十字社熊本県支部長 木村 敬

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(4) 鹿児島県支部専用口座

※令和7年8月19日（火）から令和7年12月26日（金）まで

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
鹿児島銀行	鴨池支店	普通預金 3545414	日本赤十字社鹿児島県支部 支部長 塩田 康一

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

5 義援金の配分

日本赤十字社に送金された義援金は、被災地の方々の生活を支援するため、被災地の行政、共同募金会、日本赤十字社支部等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、被災地の市区町村等の自治体へ配分される。

6 その他

上記の口座は、義援金のみを取り扱うこととする。

7 義援金の税制上の取扱い

上記の口座に振り込まれた義援金は、次のとおり取り扱われる。

(1) 個人の方

当該義援金は、所得税法上の「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となる。

また、地方公共団体に対する寄附金として、「ふるさと納税」に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる。

(2) 法人の方

当該義援金は、法人税法上の「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入できる。

(3) 関係法令

所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号、法人税法第37条第3項第1号

8 受領証の発行

ゆうちょ銀行の振込用紙の半券や金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類（本募集要綱など）の添付などが必要になる。

なお、受領証の代用となる書類がない場合や半券等を紛失された場合などにおいて、寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。

※受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄付者、②寄付した日、③寄付金額、④寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされているものに限られる。

【問い合わせ先】

日本赤十字社 事業局 パートナーシップ推進部
TEL : 03-4363-2056（専用ダイヤル）